



2022年9月22日放送

厚生労働省アワー 地域で活躍する薬局薬剤師への期待 ～薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関する ワーキンググループとりまとめ～

厚生労働省 医薬・生活衛生局 総務課
小林 彩乃

はじめに

今回は、本年7月に、「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ」において提言がとりまとめられましたので、その内容をふまえて、これからの薬局薬剤師のあり方についてお伝えいたします。

概要

昨年6月、「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」において、これからの薬剤師に求められる役割について提言がとりまとめられました。提言では、将来的に薬剤師の供給が需要を上回り、薬剤師が過剰になることや、医療の高度化・複雑化や少子高齢社会の進展等の状況の変化により、薬剤師の役割には変化が求められていることが示され、今後求められる薬剤師像を実現するための薬学教育のあり方や、免許取得後の薬剤師の専門性向上に係る取り組み、対人業務の充実等について、幅広く取り上げられました。また、平成27年に作成された「患者のための薬局ビジョン」の達成状況等をふまえたうえで、薬剤師の業務について検討することとされました。

これを受けて、同検討会のもとに「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ」が設置され、本年2月より計7回にわたって議論が行われ、7月にその提言がとりまとめられました。

急速な高齢化により、医療ニーズが極大化することが見込まれる中、少子化により、医療従事者の確保はさらに困難となると予想されており、薬局薬剤師が地域医療を担う一員としての役割を果たすことへの期待が大きくなっています。また、新型コロナウイルス感染症対策において、通常の調剤・服薬指導等の業務に加えて、他職種と連携した様々な対応が求められるなど、有事への新たな対応も求められています。さらに、近年、医療分野におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）が進められており、情報通信技術等の発展に伴い、薬剤師を取り巻く環境が急速に変化しています。

とりまとめにおいては、こうした時代の変化や技術の進展等の状況をふまえて、今後の薬局薬剤師の業務や薬局の機能のあり方について基本的な考え方を整理するとともに、薬剤師が地域で活躍するための具体的な方策として「アクションプラン」が提言されました。

具体的な方策

アクションプランは、対人業務の充実、対物業務の効率化、DXの推進、地域における薬剤師の役割の推進、という4つの観点からとりまとめられました

まず、対人業務の充実についてです。薬局薬剤師の業務としては、処方確認や服薬指導などといった「処方箋受付時の業務」だけでなく、それ以外の対人業務を充実させることが重要です。

例えば、令和元年の薬機法改正では、調剤後のフォローアップが、法律上の義務として明確化されました。調剤後のフォローアップは、医薬品の適正使用の推進や、服薬アドヒアランスの向上などの効果が期待されるものであり、今後、より充実させていくべき対人業務の1つと考えられます。

また、令和4年度診療報酬改定においては、症状が安定している患者について、医師と薬剤師による適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用できるリフィル処方箋の仕組みが設けられました。薬剤師は、リフィル処方箋に基づいて調剤を行った場合、処方医への情報提供や受診勧奨を適切に行う必要があります。

さらに、医療計画において特に広範かつ継続的な医療の提供が必要とされている5疾病、すなわち、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患については、疾患の特性に応じた継続的かつ細やかな対応や、医療機関等への患者の状態等の情報共有等が必要です。これらの対人業務の充実に向けて、フォローアップの有用性を分析・整理して患者にわかりやすい形で情報提供することや、疾患毎に求められる薬局薬剤師の対応について、標準的な手引きの作成などが提言されました。

次に、対物業務の効率化についてです。対人業務を充実させるためには、医療安全が確保されることを前提として、対物業務を効率化し、対人業務に注力できる環境を整備することが必要です。

ワーキンググループにおいては、調剤の一部外部委託について、同一の三次医療圏内の薬局に一包化に限って外部委託を認める方向で検討を行うことが整理されました。

また、一部の医療機関と薬局では、疑義照会とは別に、内服薬の剤形変更や規格変更等に関して事前の取り決めをすることにより、医師への問い合わせを簡素化している事例があります。問い合わせの簡素化により、医師や薬剤師の業務負担が軽減したり、患者が速やかに医薬品を受け取れるようになったりするため、地域の薬剤師会が中心となって導入を推進していくべきことがまとめられました。

3つめの観点である、DXの推進については、近年、マイナポータルを通じた各種医療情報共有や、電子処方箋の導入等、医療情報基盤が整いつつあります。薬剤師は、デジタル技術を活かして、患者・国民サービスの質と利便性の向上を図る取り組みを積極的に進めることが求められています

特に、令和4年の薬機法改正により、令和5年1月から導入が予定されている電子処方箋制度は、薬局薬剤師の役割を大きく変えるものと考えられます。電子処方箋の導入により、処方や調剤の情報をリアルタイムに閲覧することが可能となり、重複投与等を速やかに確認できるようになります。患者への服薬指導や他の医療提供施設への情報共有により、医療の質向上に寄与する仕組みですので、皆様方におかれましても、電子処方箋の積極的な活用をお願いします。

4つ目には、地域における薬剤師の役割の推進という観点が挙げられました。地域包括ケアシステムの更なる進展が求められる中、薬局薬剤師は他の薬局や医療機関等と連携して、薬学的専門性を活かした対人業務を充実させる必要があります。また、健康相談や一般用医薬品等の適正な販売をはじめとしたセルフケア・セルフメディケーション等の健康サポート業務に積極的に取り組む必要があります。

平成28年より、健康サポート薬局の届出制度が開始されましたが、届出数はいまだ少数にとどまっており、一般の方の認知度も極めて低いのが現状です。とりまとめには、健康サポート機能の目的を明確にし、その機能が地域住民に与える役割についてエビデンスを収集・周知すべきであることが記載されました。

さらに、地域で求められる薬剤師サービスは、新興感染症や災害時等の有事への対応を含めて、多岐にわたっています。すべての機能を単独の薬局が十分に有することは容易ではないため、地域の薬局が連携して対応する仕組みを構築することが重要です。また、有事への

対応に備えるために、地域レベルで行政、医師会、薬剤師会等が一体となって連携し、日頃より関係者間で協議の場を持つ必要があります。

おわりに

以上、ワーキンググループで提言された内容をご紹介します。

薬剤師法第1条には、「薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。」と記されています。薬剤師の業務の目的は、国民の健康を守ることであり、という基本的な考えは、時代が変化しても揺らぐものではありません。その一方で、薬局薬剤師に期待される業務のあり方は、高齢化の進展、医療の高度化、薬局薬剤師 DX 等、時代の要請により変化していきます。

薬剤師の皆様方には、時代の変化に適応しつつ、住民や患者の生活を支える臨床の担い手として、国民のニーズや期待に応えるべく取り組んでいただきますよう、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

薬と健康の週間

最後にご紹介となりますが、10月17日(月)から10月23日(日)までの1週間は「薬と健康の週間」です。この週間は、医薬品を正しく使用することの大切さと、薬剤師等の専門家が果たす役割の大切さを、国民の皆様にも周知することを目的としています。ポスター及びパンフレットを、厚生労働省のホームページにて公開しております。ので、地域住民の方に周知する際にぜひご活用ください。

また、本年度より、「薬と健康の週間」オリジナルキャラクターを作成しました。日本に医薬を広めたとされる二人の神様、「大国主命(おおくにぬしのみこと)」と「少彦名命(すくなひこなのみこと)」をモチーフにした、おーくん、すくりんというキャラクターです。ポスターやパンフレットに、キャラクターが登場していますので、ぜひご覧ください。

各都道府県で実施される啓発イベントにつきましても、厚生労働省のホームページで公開するほか、公式ツイッターにてお知らせいたしますので、ぜひお近くのイベントに足を運んでみてください。